

「はちおうじ健康応援店」事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、飲食店等における健康に配慮した取組を支援し、市民が外食又は中食を利用する際に、健康に関する情報や健康に配慮した食品等を選択できる食環境を整備することにより、市民の健康づくり及び生活習慣病の予防を推進することを目的とする。

（実施主体）

第2条 本事業は、八王子市保健所が実施する。

（事業内容）

第3条 本事業は、第1条の目的を達成するため、健康に配慮した取組を継続して実施する飲食店等を募集し、「はちおうじ健康応援店」として登録するものとする。

2 八王子市保健所は、八王子市ホームページその他の媒体を通じて、登録した店舗等に関する情報を市民に提供するものとする。

（登録対象）

第4条 「はちおうじ健康応援店」の登録対象は、市内に所在する飲食店その他外食又は中食に関する事業を営む店舗等とする。

（登録要件）

第5条 登録を受けようとする店舗等は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- （1）店内を全面禁煙としていること。
- （2）別表に掲げる取組項目のうち、1項目以上を実施していること。
- （3）八王子市保健所が提供する健康づくりに関する情報等を活用し、店舗等の実情に応じた方法により、利用者への健康情報の普及啓発に協力すること。
- （4）食品衛生法その他関係法令を遵守していること。
- （5）食品衛生法に基づく営業許可を要する場合にあっては、必要な営業許可を受けていること。

（登録申請）

第6条 登録を受けようとする店舗等の事業者は、八王子市保健所が指定する電子申請システムその他八王子市保健所が指定する方法により申請するものとする。

2 登録申請は、年間を通して受け付けるものとする。

（審査）

第7条 八王子市保健所は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、第5条に定める登録要件への適合状況を確認するものとする。

2 八王子市保健所は、前項の確認に当たり、必要に応じて現地調査その他の方法により、登録要件への適合状況を確認することができる。

(登録)

第8条 八王子市保健所は、前条の審査の結果、第5条に定める登録要件を満たすと認めるときは、当該申請者と登録確認書(様式第1号)を取り交わし、当該店舗等を「はちおうじ健康応援店」として登録するものとする。

2 登録は、前項の登録確認書を取り交わした日から効力を生ずるものとする。

3 八王子市保健所は、登録した店舗等(以下「登録店舗」という。)に対し、登録していることを示すステッカーその他必要な物品を交付するものとする。

(登録の更新)

第9条 登録店舗の事業者は、毎年度、八王子市保健所が指定する方法により、登録継続の意思、連絡先、取組内容その他必要な事項を報告し、登録の更新を行うものとする。

2 八王子市保健所は、前項の報告に基づき、第5条に定める登録要件への適合状況を確認するものとする。

3 八王子市保健所は、必要に応じて、登録店舗に対し、登録内容その他必要な事項の確認を行うことができる。

(登録内容の変更)

第10条 登録店舗の事業者は、登録内容に変更が生じたときは、速やかに八王子市保健所が指定する電子申請システムその他八王子市保健所が指定する方法により、その変更内容を届け出るものとする。

(登録の取消し)

第11条 登録店舗の事業者は、店舗の廃業その他の事情により登録の取消しを希望するときは、登録取消届(様式第2号)を八王子市保健所に提出するものとする。

2 八王子市保健所は、登録店舗が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

(1) 前項の規定による登録取消届の提出があったとき。

(2) 廃業その他の理由により事業を継続しなくなったとき。

(3) 第5条に定める登録要件を満たさなくなったとき。

(4) 申請又は届出の内容に虚偽があることが判明したとき。

(5) 登録内容に係る取組について八王子市保健所が指導又は助言を行ったにもかかわらず、正当な理由なく改善されないとき。

(6) 第9条に定める登録の更新が行われず、八王子市保健所からの連絡に応答がないとき。

(7) その他本事業の趣旨に照らし、登録を継続することが適当でないと認められるとき。

3 八王子市保健所は、前項の規定により登録を取り消したときは、必要に応じて、その旨を当該登録店舗の事業者に通知するものとする。

4 登録を取り消された店舗の事業者は、八王子市保健所の指示に従い、第8条第3項の規定により交付されたステッカーその他の物品の掲示又は使用を中止するものとする。

(登録店舗の取組)

第12条 登録店舗の事業者は、登録期間中、第5条に定める登録要件を継続して満たすとともに、原則として年間を通して登録内容に係る取組を実施するものとする。

2 登録店舗の事業者は、店舗等の実情に応じ、可能な範囲で、次に掲げる取組を行うよう努めるものとする。

- (1) 利用者が健康に配慮した食品及びサービスを選択できるよう、情報提供に努めること。
- (2) メニュー等への栄養成分表示に努めること。
- (3) 八王子市保健所が実施する健康づくり事業への協力に努めること。

(登録店舗への支援)

第13条 八王子市保健所は、登録店舗に対し、必要に応じて次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 健康づくりに関するポスター、リーフレット等の啓発媒体の提供
- (2) 健康づくりに関する情報の提供
- (3) 管理栄養士等による店舗訪問及び健康に配慮した食環境づくりに関する助言
- (4) 栄養価計算その他栄養成分表示に関する支援
- (5) その他登録店舗の取組を推進するために必要な支援

2 前項第4号の栄養価計算については、原則として1店舗につき1メニューを対象とする。

3 前2項に定めるもののほか、支援の実施に必要な事項は、別に定める。

(取組状況の確認等)

第14条 八王子市保健所は、登録店舗の取組に関する苦情等を受けたときその他必要があると認めるときは、当該登録店舗に対し、取組状況の確認を行うことができる。

2 八王子市保健所は、前項の確認の結果、必要があると認めるときは、当該登録店舗の事業者に対し、指導又は助言を行うことができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は平成31年(2019年)4月8日から施行する。

附則

この要綱は令和8年(2026年)9月28日から施行する。

第5条別表

分類	NO.	取組項目	取組内容
ア 野菜摂取に関する取組	1	ベジファーストの推奨	きのこ、海藻を含む野菜料理の先出し、野菜料理から先に食べるよう声掛けを行う。
	2	野菜たっぷりヘルシーメニューの提供	1食あたり野菜を120g程度使用したメニューまたは1品あたり野菜を70g程度使用した副菜の提供。
	3	八王子産野菜の使用	八王子産野菜を使用している料理の提供。
イ 減塩に関する取組	4	薄味サービス	利用者の希望に応じて、料理の味付けを通常より薄味にして提供するサービス。
	5	減塩に資する食品の使用及びツールの設置	減塩食品の使用、滴下型しょうゆボトル、穴あきレンゲ等の減塩支援ツールの設置。
ウ 食事量の調整	6	主食の少なめサービス	利用者の希望により、主食の量を少なめにして提供または、通常の半量以下サイズ的主食メニューの設置及び提供するサービス。
	7	おかずの少なめサービス	利用者の希望により、主菜、副菜の量を少なめにして提供または、通常の半量以下サイズの主菜及び副菜メニューの設置及び提供するサービス。